

公布された規則のあらまし

◇静岡県行政組織規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

令和6年度の組織改編に伴い、必要な改正を行いました。

2 内容

- (1) 経営管理部総務局、行政経営局、財務局及び地域振興局を廃止することとしました。（第10条、第12条、第13条関係）
- (2) 健康福祉部感染症対策局感染症対策課を医療局感染症対策課に改めました。（第10条、第12条、第13条関係）
- (3) 健康福祉部感染症対策局並びに新型コロナ対策企画課及び新型コロナ対策推進課を廃止することとしました。（第10条、第12条関係）
- (4) 経済産業部農地局農地利用課を農地調整課に改めました。（第10条、第12条関係）
- (5) 女性相談センターを女性相談支援センターに改めました。（目次、第12条、第23条関係）
- (6) 知事直轄組織に、知事公室長を置くこととしました。（第62条の2関係）
- (7) 知事直轄組織に、政策調整監を置くこととしました。（第62条の4関係）
- (8) くらし・環境部に、南アルプス担当部長を置くこととしました。（第62条の7関係）
- (9) 感染症対策担当部長を廃止するとともに、健康福祉部に感染症危機管理担当部長を置くこととしました。（第62条の8関係）
- (10) その他必要な改正を行いました。

3 施行期日

この規則は、一部の改正を除いて、令和6年4月1日から施行することとしました。